

いつも三宅税理士法人の事務所通信をご覧いただき、ありがとうございます。
4月を迎え、吹く風もさわやかな好季節になりました。「新学期」や「新年度」という言葉が頭にあるからでしょうか、毎年この時期にはワクワクした気持ちと共に、新たなことに取り組もうとするモチベーションが高まる気がいたします。皆様はいかがでしょう。
平成29年度は、地につけた足元をしっかりと確認しつつも、時代の流れに沿った「次の一手」を考えられる皆様のお手伝いができればと思います。
ところで、今月1日はエイプリルフール。この日に限っては嘘をついてもよしとする風習がございますが...ご安心ください！この紙面においては誠心誠意しっかりと事実をご提供してまいりますので、今月号もどうぞよろしくお願いたします。

今月のテーマ：所得拡大税制の拡充

平成25年4月1日以後に開始する年又は事業年度より適用が開始された「所得拡大税制」。制度開始より5年目を迎え、今や広く知られるようになったこの制度ですが、このたびの税制改正において減税額の上限が大幅に引き上げられることになりました。そこで、春の訪れと共に給与改定や新たな仲間を迎え入れる機会が多くなるこの時期に、制度内容の再確認と平成29年度からの改正内容をチェックして参りましょう！

所得拡大税制とは・・・

青色申告書を提出している法人(1)が、下記～の全ての要件を満たした場合に、「雇業者給与等支給増加額」の10%を法人税額(2)から控除(税額の10%(中小企業者等は20%)が上限)ができる制度です。

- (1)・・・個人の場合には法人を個人事業者と読み替えてください。以下同じ。
- (2)・・・個人の場合には法人税額を所得税額と読み替えてください。以下同じ。

「雇業者給与等支給額」が「基準事業年度」のものに比べ「増加促進割合」以上増加していること
「雇業者給与等支給額」とは、役員と役員の親族の給与や限度額内の通勤手当など非課税とされる給与を除く、損金(3)算入された給与と総額のことです。

つぎに、「基準事業年度」とは、増加促進割合を算出する際のベースとする事業年度をいい、これは適用何年目でも変わりません。法人の決算期や個人事業者に応じて、基本的には右表の事業年度が基準事業年度にあたります。
このベースとなる基準事業年度の雇業者給与等支給額から当事業年度の雇業者給与等支給額への増加額が「雇業者給与等支給増加額」です。
そして「増加促進割合」ですが、これは平成28年4月1日～平成30年3月31日までの間に開始する事業年度については、5%(中小企業者等は3%)と定められています。

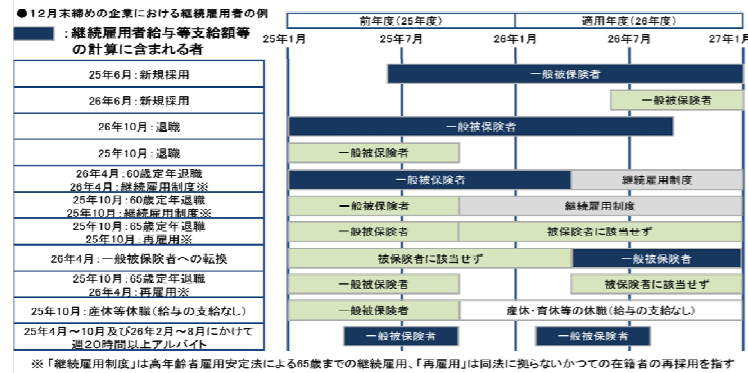
かなりややこしいですが...簡単に言うと「役員と役員の親族の給与や非課税限度額内の通勤手当などを除く、損金(3)算入された給与と総額が5%(中小企業者等は3%)以上増えているか」という要件です。

- (3)・・・個人の場合には損金を必要経費と読み替えてください。以下同じ。

「雇業者給与等支給額」が前期以上であること
前述した「雇業者給与等支給額」に関する要件です。これは「以上」であればよく、増加した割合については問いません。
「平均給与等支給額」が前期を超えること
「平均給与等支給額」は次の算式により求めます。

$$\text{「平均給与等支給額」} = \frac{\text{「継続雇業者給与等支給額」}}{\text{分子に係る継続雇業者の月ごとの延べ人数の合計}}$$

「継続雇業者給与等支給額」とは、雇用保険法の一般被保険者である「継続雇業者」に係る給与額の合計額をいいます。



「継続雇業者」とは、適用年度及び前事業年度において給与等の支給を受けた「国内雇業者」(役員と役員の親族などを除いた、その法人の国内の事業所に勤務する全ての雇業者のこと)を指します。
適用年度と前事業年度の2期にまたがっていることが重要で、例えば適用年度に新しく入社した方や前事業年度中に退職した方は原則として継続雇業者には含まれないことに注意が必要です。

...と、文書にするとなかなかわかりづらいですね。経済産業省のホームページに左の事例図が掲載されていますので、こちらもご参考としてご覧ください。

以上が改正前の制度概要です。
この制度の趣旨は、個人の所得の拡大を図り、所得水準の改善を通じた消費喚起による経済成長を達成することにあります。その実現のために、条件を設けることで、単純に従業員数を増やしたことによる人件費の増加ではなく、ベースアップや定期昇給などによる個人所得の増加を対象としたものとなっています。
上記の要件を満たし、適用できる場合には大きな減税効果を受けることができる大変嬉しい制度ですが、雇用に関する助成金を受け取られた場合の計算など上記の他にも細かな適用上の注意点はいくつかございます。
ご不明点はご遠慮なく弊税理士法人へご相談ください。

今回の税制改正の内容とは？

さて！後半は、そんな所得拡大税制に関する平成29年度からの改正内容についてご紹介させていただきます。
今回の改正では「適用要件」の見直しと「税額控除額」の拡充が行われました。
資本金1億円超の法人と資本金1億円以下の中小企業者等とで取扱いが異なることとなりますので、区分してご紹介します。

大法人の場合		
改正項目	<改正前>	<改正後>
適用要件	「平均給与等支給額」が前期より増加していること	「平均給与等支給額」が前期より 2%以上 増加していること
税額控除額の拡充	「雇業者給与等支給増加額」×10%	「雇業者給与等支給増加額」×10% + 「雇業者給与等支給増加額」× 2% (前事業年度からの増加額×2%を限度)

税額控除額の上限が引き上げられる改正がなされましたが、大法人については、前述した適用要件 について2%以上という増加割合が組み込まれました。

中小企業者等の場合

中小企業者等の場合		
改正項目	<改正前>	<改正後>
税額控除額の拡充	「雇業者給与等支給増加額」×10%	「雇業者給与等支給増加額」×10% + 下記()の要件を満たす場合には 「雇業者給与等支給増加額」× 12% (前事業年度からの増加額×12%を限度)
() 「平均給与等支給額」が前期より 2%以上 増加していること		

中小企業者等の場合には、以前のままでの内容に加え、適用要件 につき増加割合2%を満たす法人についてはさらに12%を上限とする控除額の上乗せ措置がなされました。なんと最高22%の税額控除(法人税額の20%が上限)です。

～まとめ～

所得拡大税制については、制度開始からこれまでも税制改正によって適用要件の緩和がなされてきましたが、このたびの改正では「税額控除額」が大幅に引き上げられました。
数ある税額控除制度の中でも、適用対象者が最も多いであろう制度だけに大変思い切った内容だなと感じています。
従業員それぞれへの給与支給額を増やすインセンティブが使用者に働くことを意図したもので、制度設計も使いやすいものになっています。例えば、所得拡大税制では毎月の給与の他に賞与についても支給額に含めることができるため、利益が出ている場合には決算賞与として従業員に還元をし、結果的に節税につながるといった使い方もできます。期末を迎えられる前に、一度状況を整理し、賞与の支払いのご検討をされてみるのもよいかもしれません。
ただ、給与支給額の増加をご検討される際には、例えば一度上げた給与を下げることは難しいことなど、これから先の経営における影響が懸念されますので、制度適用のことだけでなく、総合的にご検討いただく必要があるかと思えます。

以上、「所得拡大税制の拡充」について確認させていただきました。
今月号もご覧いただき、誠にありがとうございます。平成29年度もお役に立つ情報をお届けできるよう職員一同励んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**
今月の開催日は**4月13日(木)**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃることを、年に一度、弊税理士法人において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
まだご参加された事のない方、ぜひ一度、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
4月13日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月7日(金)
5月11日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月2日(火)
6月8日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月2日(金)

< 4月のカレンダー >

10	月	*3月分源泉所得税・住民税の納付期限
13	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
20	木	*個人申告所得税及び復興特別所得税 振替納税
25	火	*個人消費税及び地方消費税 振替納税
30	日	*2月決算法人の確定申告及び納付期限
		*8月決算法人の中間申告及び納付期限
*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の5・11月決算法人)		
30日(日)の申告・納付期限については日曜日のため5月1日(月)となります。		